

化学物質含有量の調査方法について

1. はじめに

住友電工グループ各社(以下、依頼元)は、お取引先様(以下、調査先)に対し原材料および納入部品等への化学物質の含有量調査を依頼する場合、下表の情報伝達ツールを使用してこれを実施いたします。原則として依頼元が指定した情報伝達ツールを使ってご回答頂くよう、ご協力お願いいたします。

情報伝達ツール
(1)アーティクルマネジメント推進協議会(以下、JAMP)
・ツール名称 : 「JAMP MSDS plus」(以下、MSDS plus) 「JAMP アーティクル インフォメーション シート」(以下、AIS) ・ツール、マニュアル等入手先 : (MSDS plus) http://www.jamp-info.com/msds (AIS) http://www.jamp-info.com/ais
(2)日本自動車工業会(以下、JAMA)と日本自動車部品工業会(以下、JAPIA)
・ツール名称 : 「JAMA/JAPIA統一データシート」(以下、JAMAシート) ・ツール、マニュアル等入手先 : http://www.japia.or.jp/datasheet/
(3)グリーン調達調査共通化協議会(以下、JGPSSI)
・ツール名称 : 「調査回答ツール」(「ジョイント・インダストリー・ガイドライン(以下、JIG)」に準拠) ・ツール、マニュアル等入手先 : http://www.db1.co.jp/jeita_eps/green/green_JIG_V411.htm

各情報伝達ツールを用いた具体的な調査、回答方法の概要は次項に示します。以下の点については、各ツールに共通してご留意下さい。

- ・管理化学物質のリストはツール毎に異なっております。依頼元から別途指定が無い場合につきましては、指定されたツールに組み込まれた管理化学物質リストに記載された物質のみ調査頂ければ結構です。
 (例)依頼元から「JAMA シート」での調査依頼を受けた場合、JAMP ツール(AIS 等)のリストに記載されていても、JAMA シートの管理物質リストに記載されていない物質については、報告不要です。
- ・入力方法等の詳細につきましては、JAMP、JAPIA、JGPSSIのホームページにて公開されているガイドライン、マニュアル、操作説明書等をご参照下さい。
- ・原則として調査対象の化学物質は、JAMP、JAMA/JAPIAまたはJGPSSIが定める物質群としますが、追加すべき化学物質がある場合は、調査依頼時に別途依頼するものとします。
- ・特に指示が無い場合は各調査ツールの最新版を用いて下さい。

2. 「MSDS plus」および「AIS」による調査

1) 調査の依頼

依頼元は調査対象アイテムの製品名／製品番号、回答期限等を指定して、調査先に調査と「MSDS plus」または「AIS」による回答を依頼します。(調査対象が材料・薬剤等の物質・混合物であれば「MSDS plus」、部品等の成形品であれば「AIS」による回答を依頼)

2) 回答データの作成

調査先は調査対象アイテムや期限等を確認、「MSDS plus入力支援ツール」または「AIS入力支援ツール」をJAMPのホームページからダウンロードし、「MSDS plus」または「AIS」(いずれもXMLファイル[拡張子.xml])を作成します。

各入力支援ツールはマクロを含んだエクセルファイルであり、ワークシートを見ながら必要項目を埋めて行き、「AIS入力支援ツール」の場合は「成分表」シートを埋めて「物質情報更新」、「集計」ボタンを押した後、「XML出力」ボタンを押すことで、「MSDS plus」または「AIS」がXMLファイルとして作成されます。

なお、MSDS plusもしくはAISでの調査をお願いし、その他に特別の指定が無い場合につきましては、これらシートに組み込まれた管理対象物質の含有についてご回答頂ければ結構です。

回答データに含まれる内容

【MSDS plusの場合】

- (1)MSDS plusに関する情報 (発行日、改訂履歴等)
- (2)製品情報 (製品名、製品番号等)
- (3)会社情報 (会社名・部門名・連絡先等)
- (4)管理対象物質情報
 - ①管理対象物質の含有の有無
 - ②化学物質の最大含有率、管理対象基準等

【AISの場合】

- (1)AISに関する情報 (発行日、改訂履歴等)
- (2)発行者会社情報 (会社名・部門名・連絡先等)
- (3)成形品情報 (製造会社名、商品名、型番等)
- (4)組成成分情報
 - ①部品名、員数
 - ②材質名称、材質分類、質量等
 - ③報告物質名、含有率等
 - ④報告物質該当法令等 (マクロにより自動入力されます)
 - ⑤報告物質該当法令等に該当する物質の含有の有無
- (5)伝達すべき情報 (マクロにより自動入力されます)
- (6)成形品あたりの特定化学物質濃度情報 (マクロにより自動入力されます)
- (7)成形品中の材質情報 (マクロにより自動入力されます)

3) 調査回答

調査先は作成した「MSDS plus」または「AIS」ファイルを電子メールに添付あるいは記録媒体に記録し、依頼元に提出します。

3. 「JAMAシート」による調査

1) 調査の依頼

依頼元は調査対象アイテムの製品名／製品番号、回答期限等を指定し、調査先に調査と「JAMAシート」による回答を依頼します。依頼時には調査先に「JAMAシート」を開く際に必要なパスワードを伝えます。なお、「JAMAシート」改訂時にはパスワードも変更されるので、更新後は速やかに新しいパスワードを調査先に連絡します。

2) 回答データの作成

まず、調査先は調査対象アイテムや期限等、および「JAMAシート」を開く際に必要なパスワードを依頼元に確認、「JAMAシート」(記入帳票および外部リスト)をJAPIAのホームページからダウンロードします。

次に、「JAMAシート」を使用して回答を作成します。(CSVファイル[拡張子.csv])「JAMAシート」(記入帳票)はマクロを含んだエクセルファイルであり、ワークシートを見ながら必要項目を埋めて行き、最後に「CSVファイルの出力」ボタンを押せば必要な回答データファイルがCSV形式で作成されます。

なお、JAMAシートでの調査をお願いし、その他に特別の指定が無い場合につきましては、このシートに組み込まれた管理対象物質のリスト(GADSL: GLOBAL AUTOMOTIVE DECLARABLE SUBSTANCE LIST)の含有についての調査は必須となります。ただし、本シートでの報告はGADSL収載物質に限らないため、シート作成にあたってはJAMAシートの操作手順書を参照下さい。

回答データに含まれる内容

- (1) 基本情報 (仕入先名、回答日等)
- (2) 納入部品情報 (納入部品番号・名称・質量等)
- (3) 構成部品情報 (構成部品番号・名称・質量・数量等)
- (4) 材料情報 (構成材料名称・質量・規格等、公的規格材料は自動入力されますが質量は手入力です)
- (5) 化合物情報 (化合物名称・含有率等、公的規格材料は樹脂・ゴムを除き自動入力されます)
- (6) リサイクル情報 (再生材料使用率等)
- (7) アプリケーションコード (ELV 規制 4 物質、ニッケルおよび多環式芳香族炭化水素使用時に入力)

3) 調査回答

調査先は回答データファイルを電子メールに添付あるいは記録媒体に記録し、依頼元に提出します。

4. JGPSSI「調査回答ツール」による調査

1) 調査依頼データの作成

依頼元はJGPSSIが提供する「調査回答ツール」プログラムを使用して、調査依頼データ(JGP形式ファイル[拡張子.jpg4])を調査先ごとに作成します。

「調査回答ツール」は、マクロを含んだエクセルファイルであり、ワークシートを見ながら必要項目を埋めて行き、最後に「SAVE JGP」ボタンを押せば、必要な調査依頼データファイルがJGP形式で作成されます。

調査依頼データに含まれる内容
(1) 基本情報
① 依頼元の会社名・部署名・担当者名・連絡先等
② 整理番号(依頼元で調査ファイルごとに管理する番号)、記入日
③ 調査対象アイテムの依頼元の部品番号/名称等
調査対象アイテムは、取引先様から購入している、又は将来購入する予定のアイテムの中から依頼元が指定し、入力します。
(2) 化学物質情報
JGPSSIが定める調査対象物質のリストは「調査回答ツール」に予め組み込まれています。JGPSSI「調査回答ツール」での調査をお願いし、その他に特別の指定が無い場合につきましては、このシートに組み込まれた調査対象物質の含有についてご回答頂ければ結構です。

2) 調査の依頼

依頼元は、JGP形式ファイルで作成した調査依頼データを電子メールに添付あるいは記録媒体等に記録し、調査先に提出して調査を依頼します。

3) 回答データの作成

調査先は、「調査回答ツール」をJGPSSIのホームページからダウンロードし、依頼元が提供したJGP形式ファイルを「調査回答ツール」にて読み込み、その内容(調査対象アイテム、期限等)を確認し、回答データを作成します。

「調査回答ツール」はマクロを含んだエクセルファイルであり、ワークシートを見ながら必要項目を埋めて行き、最後に「SAVE JGP」ボタンを押せば必要な回答データファイルがJGP形式で作成されます。

回答データに含まれる内容

(1) 基本情報

① 調査先の会社名・部署名・担当者名・連絡先等

② 回答日

③ 依頼元が指定した調査対象アイテムのメーカー名、メーカー型番等

④ データバージョン、改訂日

(調査先で回答いただくデータのバージョンを特定する為の管理番号、及び回答いただくデータ若しくはそのバージョンのデータを作成した日)

⑤ 調査単位、調査単位質量

(2) 化学物質情報

① 閾値レベルによる含有判定

② 化学物質の含有量、含有率、及びその使用用途分類、使用用途・目的、使用部位等

4) 調査回答

調査先は作成した回答データファイルを電子メールに添付あるいは記録媒体に記録し、依頼元に提出します。

[補足] その他の調査事項

1) 化審法上の既存物質／新規物質の確認

この確認は、化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)上の「製品」ではない、物質もしくは混合物が対象です。

調査先は、化審法上の既存物質に割り当てられる官報公示整理番号(化審法 No.もしくは MITI No.)を持つ物質であるか否かを確認します。

■ 確認方法

・NITE(製品評価技術基盤機構)の CHRIP(化学物質総合情報システム)で検索する。

URL : http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/direct.do?table_name=shitei&rank=1

・経済産業省の化審法データベースで確認する。

URL : http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/TotalSrchInput_jp.faces

いずれも物質名称、CAS No.等で検索が可能です。

(例) CHRIP での検索例

1. 検索条件入力

①: CAS 番号が判っている場合はここに番号(半角。“-”も入力)を記載します。(EC 番号(欧州 EINECS 番号)も右側のプルダウンメニューで選択できます。)

②: 物質名が判っていて CAS 番号が判らない場合にはこちらに物質名を入力します。ただし、複数の命名がされている物質の場合、ヒットしない場合もあります。その場合は右側プルダウンメニューで「部分一致」を選択して検索してみてください。

③: ①、②どちらか一方の検索条件を入力し、検索実行ボタン(右下)をクリックします。

検索結果に目的物質及び化審法 No.が表示されていれば、既存化学物質です。

以上